

会 議 速 報

次の審議会等を下記のとおり開催しました。

審議会等名称	令和7年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会	
開催日時	令和7年8月26日（火）14:00～15:45	
開催場所	オンライン会議	
出席者 （役職名）	（◎：座長、○副座長）	
	片野田 耕太	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所データサイエンス研究部長
	田野 ルミ	国立保健医療科学院生涯健康研究部 上席主任研究官
	◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授
	角田 真理子	元明治学院大学法学部教授
	○ 川口 浩人	公益社団法人神奈川県医師会理事
	柳瀬 敦	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事
	菊地 誠	神奈川県都市衛生行政協議会 （藤沢市健康医療部健康づくり課長）
	釜谷 美江	横浜市健康福祉局健康推進部健康推進課担当課長
次回開催予定 日	未定	
問合せ先	健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 田高 電話 045-210-5015	

会議の議題 及び結果	<p><報告・議題></p> <p>(1) 令和6年度事業について</p> <p>(2) 令和7年度事業について</p> <p>(3) 県民意識調査・施設調査の休止について(案)</p> <p>(4) その他</p> <p><結果></p> <p>上記議題等について意見交換を行った。</p>
「会議結果」 の公開時期	令和7年9月
掲載形式	議事録
議事概要 とした理由	—
会議経過	以下のとおり

1 開会

- ・挨拶(がん・疾病対策課長)
- ・傍聴者報告

2 各委員挨拶

3 座長の選出

- ・玉巻委員を選出
- ・座長が副座長に川口委員を指名

4 報告・議題

(1) 令和6年度事業について

ア 事務局から、資料により説明

イ 質疑応答

●川口委員

加熱式たばこについて、害はあるだろうといわれているが、医学的なエビデンスが不足しているように思う。これに関して、リーフレット等にも加熱式たばこを紙巻きたばこと同様に啓発しているとのことだが、県民や事業所から問い合わせは、行政のほうに来ているか。

●事務局

4月以降、直接加熱式たばこの害についてお問い合わせはいただいていない。加熱式たばこの危険性については、令和7年度からリーフレットに掲載して普及啓発を図っている。

●釜谷委員

横浜市においても、4月以降、加熱式たばこの害について、特段のお問い合わせはいただいていない。

●川口委員

日常診療のなかで、患者さんに「紙たばこをやめて、加熱式たばこにした。これならいいですね」とよく聞かれるが、エビデンスが積み重なっていない。紙たばこの害については、具体的な数値が出ているが、加熱式たばこについてはどこまで明確に説明してよいのか疑問があるところ。家庭でも飲食店でも、中高生への指導にしても、科学的なエビデンスが蓄積されていないところでどのように説明していくかが、これから1つの課題となっていく。

●柳瀬委員

経済団体の代表として出席しているが、事業所によって、あるいは喫煙場所によって加熱式たばこだったら吸ってよいという動きが実際にある。川口委員の言うとおりのエビデンスがない中でも、社会が先にいつている状況を見て、神奈川県としてどのように取組を進めていくのか、非常に難しいと思う。加熱式たばこ、燃焼式たばこ、それぞれのエビデンスに尽きるとは思うが、事業者を納得させられるよう、慎重に進めていただきたい。

●片野田委員

国立がん研究センターとしては、厚労省の研究班などを通じて、加熱式たばこの健康影響について調べて情報発信しているところ。まだまだ力不足と感じている。何年前かに日本学術会議が加熱式たばこの健康影響についてまとめを出しているの、ある程度科学的エビデンスは蓄積している。

喫煙者本人の使用はもちろん、周辺の人に受動喫煙があるというのが、生体資料でニコチンの代謝物や発がん物質が周辺の人尿から検出されているというデータが出ているので、研究グループとしても、厚労省に健康増進法の改正・見直しの要望書を出す動きをしている。

ある程度エビデンスが蓄積してきているので、県としても県民に対して発信するような動きをしていくのがよい。

●事務局

加熱式たばこについては、健康増進法の規制の対象であると理解している。知見に基づいた危険性などの普及啓発をしていきたいと考えている。

●片野田委員

妊産婦のリーフレットについて、置くだけだとみる人が少ない。妊婦検診や新生児検診などの検診の場で、保健師さんが直接対象者に話をされているのか。

●事務局

リーフレットは市町村にも配っており、検診の担当者から配布していただいている。また、産科のある医療機関にも送付しており、そちらでの配布もお願いしている。パンフレットは面談の際に活用いただいております、追加の要望もいただいております。

●座長

パンフレットを置いてもらうことは第一歩として非常に重要であるが、中身を読んでもらうためにはドクターからの声掛けがあったほうがベター。川口委員、ぜひ医師会としてご協力いただきたい。

(2) 令和7年度事業について

ア 事務局から、資料により説明

イ 質疑応答

●片野田委員

色々な取り組みをして素晴らしいと思う。受動喫煙防止の啓発について、加熱式たばこについても受動喫煙があることを強調していただきたい。

●菊地委員

受動喫煙防止のことで、県に伺いたい。藤沢駅から保健所保健センターまでの間に保育所と県の施設が並んでいるところがあり、その間の保育所側の道路を歩いているとき、たばこの煙が保育園の方に流れていることを何回か経験をしたことがある。藤沢市では、公共施設は敷地内含めて禁煙にしているが、神奈川県では規定上、敷地内禁煙ではないと思う。子どもをたばこの煙から守るというようなテーマを掲げている中で、特に福祉施設などに向けて煙が出るようなことがないような対策を、敷地内禁煙に向けての取り組みはお金がなくてもできるはずだが、そういった取り組みの方向性があれば、教えていただきたい。

●事務局

具体的に伺いたい。神奈川県藤沢市保健センターの近くだと合同庁舎か。その喫煙所が屋外にあり、その煙が福祉施設に流れているということか。

●菊地委員

敷地外から見限り、明確に喫煙可能エリアなどの表示はされていないように見受けられる。陰になっているから喫煙するような場所だと考える。許可が出ているのか、否かについては追及しないが、配慮という面で考えると職員への教育も含めて、施設管理というところでどうなのか。

●事務局

神奈川県では職員が喫煙する場所について、県庁においても定めはあるが、県民から苦情があり、場所を変えた事例がある。後ほど具体的に確認させてほしい。その後施設管理者に伝える。

●座長

例えば小中学校の敷地は全部禁煙となり、小中学校の敷地内で喫煙を許している所は、恐らくない。喫煙所の設置は健康増進法及び県条例で許されているが、設置していない。結果、喫煙者は敷地から追い出され、周辺道路で喫煙している。そのことによる苦情が非常に多い。ある自治体では、市役所内喫煙所を廃止し、敷地内禁煙にしたが、周辺からの苦情があり、敷地内喫煙所を設置し直すという事例がある。この辺をどうするか。神奈川県内各自治体総計では地方たばこ税として600億円以上収入がある。使い方はどうするか、というような話になり、そもそもの話はもう十数年経って現段階でやるべきではない。屋外受動喫煙について、法で排除しないといけないほどの他人の権利侵害があるのかということ、何らかの影響があることについてのエビ

デンスはあるが、法で排除しないといけないほどの健康課題があるというエビデンスはない、というような話になり、決着がつかないところである。健康増進法についても、シーシャや加熱式たばこ等、製造たばここというくくりで規制をしているため、健康影響が医者から見てほとんど小さいものでも規制している。そういう議論が健康増進法の改正時に全くされておらず、そこがそもそもの問題。屋内と屋外の違いの議論も健康増進法の改正議論の際に大きくエビデンスを出す形でやっておらず、そういった欠陥がある。県条例の議論の中でしても、日本全国の議論になってくるので、どうしようもないというところはあるが、皆様の知見を集めて先鞭をつけた神奈川県として、全国に影響力を行使できるような緻密な議論をしていただければと思う。

●柳瀬委員

スライド17ページ、卒煙サポートリーフのコンビニへの配架について、コンビニではたばこを販売しており、たばこを吸う人、買いに来る人に対して、目のつくところに配架するとは面白い発想だと思う。一方で、たばこを販売する側からすると、お客さまに対し販売商品について考え直した方がいい、となる面があると思う。伺いたいのは、今までどのくらいのコンビニに配架したのか、今後配架予定はどれくらいなのか。コンビニ側から「商品に対してマイナスになるようなものは置けない」といったような話はあるのか、手元に資料があれば、聞かせていただきたい。

●事務局

知っている限りでの回答になるが、昨年度はユニーに配架しており、1店舗あたり70部、県内に4店舗あるので280部配架した。今年度もユニーやコンビニエンスストア等、様々な場所に配架できるが、抽選などで希望が通った場合のみ配架となるので、配架先等が変わってくる。また、拒否されたようなことは伺っていないため、配架していただけたと思う。

●事務局

補足する。政策協定を結んでいるコンビニやデパート等に配架しており、希望が通った場合に配架できるため、必ずしも配架ができるというわけではない。希望が多いため、当選した場合に配架できればと考えている。

●座長

コンビニの問題は、喫煙場所の絡みでも苦情がある。コンビニはフランチャイズのため、経営者側からするとたばこは非常に大きな収益源である。ある大手コンビニチェーンの社長がたばこ販売をやめると公言したことがあるが、全く実現できてない。コンビニからたばこをなくしたらかなりのコンビニが潰れてしまう。そういう状況の中で、柳瀬委員がご指摘になった問題をどう捉えていくのか、非常に難しいと思う。経営者の側からすると自分が販売している商品をやめた方がいい、といったことをPRする話になる。どうするのがいいのか。

●角田委員

普及啓発について、リーフレット等を利用して細かくやっているようである。しかし、現代の若者には紙媒体よりSNSなどネット関係での情報が有効かと思う。資料を拝見すると、県の公式YouTube、LINE、Xを利用しているようであるが、大学生など若者の生活実態を見聞きしているとLINEやXなどはあまり使わなくなっていて、InstagramやTikTokなどが中心になっているようである。SNSに関して、現状どのようにやっているか、今後そういったものも使うことなども考えているのか伺いたい。

●事務局

昨年度の事業として、Instagram を利用している。今年度はまだ利用していないが、検討している。TikTok については県のアカウントを承知しておらず、昨年度も実績はない。X、YouTube、Instagram、大学生向けについてはポータルを活用して普及啓発していこうと考えている。

●角田委員

県の消費生活の政策に係わっているが、消費者への悪質商法等の啓発に関しても、同様の状況がある。こういった方法が効果的なのか、実際に当事者である若者の意見を直接聞いてみた上でやったらどうかといった検討をしている。この分野でも同じような状況があるように感じられ、そういったことも今後検討していくのも良いかと思う。

●座長

SNS の利用は難しい。見ている人の視聴傾向に応じた形の情報が流れてくるという状況のため、たばこの話に全く興味のない人のところにたばこの情報は流れてこない。そこを乗り越える方法は今の SNS にはない。先日の参議院選挙の時も、その前もそうだけれども、全然マネージできない。プラットフォーム企業の商売につながる場所の情報しか流れてこない。Facebook にせよ、X にせよ、そういうことがあるので、そこに標準化した情報を流すのは至難の業である。

●片野田委員

卒煙リーフレットの配布場所について、コンビニとかスーパーに置くことも一つの手だと思うが、妊婦健診も同様、特定健診など、医療者と喫煙者が接する場で医療者から手渡しなど医療者との接点で使うと効果があると思う。県内の職域や市町村等で、検診の場で活用するような方向性を考えていただければと思う。

●菊地委員

周知啓発は非常に難しいと感じているところではあるが、若年層向けに「美容の観点」の切り口があるのは面白い。検診などについて、我々も協力しながら、医師会などにご理解をいただきながらできることはあると思う。行政のものは非常に真面目で届きづらいことがある。リーフレットやポスター等ネットで流行っているようなことを取り入れてみてもいいと感じる。

●座長

その他お気づきの点があれば、事務局にメール等で意見を送っていただいても良いかと思う。議題（2）についてはこの程度にとどめる。

（3）県民意識調査・施設調査の休止について（案）

ア 事務局から、資料により説明

イ 質疑応答

●片野田委員

今後5年に1回条例の見直しがあるとのことだが、条例改正のために予算立てをして調査をするという余地は残っているという理解でよいか。

●事務局

調査の廃止ではなく、休止なので、社会情勢の変化に応じて必要があれば再開する。

●片野田委員

神奈川県は、兵庫県と同じく受動喫煙防止の条例のトップランナー、先鞭をつけた県。兵庫県は、条例見直しのたびに上乘せをしている。健康増進法は不十分などころがあるので、プラスアルファとして兵庫県条例改正で反映してきた経緯がある。神奈川県についても、日本初の条例の実施県として、他の県でできないことを初めてやる、先鞭をつけるという役割があつてしかるべきだと思う。今後の条例の見直し、あるいは健康増進法の改正の見直し、その社会情勢の変化に応じて県民の意見を聞くのは大事な取り組みだと思うので、復活も含めて可能性を残しておいていただきたい。

●座長

廃止ではなく休止で、必要に応じて県民意識調査をする余地はあるとのことだが、よろしいのではないか。もし、これを聞くべきとのアイデアがあれば、今ご発言いただいてもいいし、メールでご連絡いただいてもよい。ひとまず休止ということではよろしいでしょうか。

健康増進法の5年サイクルでの見直し、それに合わせて県条例も5年サイクルでの見直しということで、再来年には県条例も見直していくということになる。見直しをしたから必ず変わるということではなくて、見直した結果、現状でよいということももちろんある。そこにつながってくる意識調査ということなので、ぜひ皆さんのお知恵を県当局に出していただきたい。

この項目に関しては、この程度でよろしいでしょうか。

それでは、検討会としては、県当局の県民意識調査施設調査をひとまず休止するという方針については、了とする。

(4) その他

① 喫煙所設置への助成について

ア 事務局から、資料により説明

イ 質疑応答

●田野委員

受動喫煙の防止や分煙対策の観点からは、喫煙所設置自体については否定しない。ただ、法改正から5年経過した現時点で、こういったご意見があるということで、具体的にどのようなニーズがあるかにもよるが、行政の責務や県の主導的役割を喫煙所設置への助成という形で果たすことについては、全面的には賛成できない。助成により喫煙所設置が進み、短期的には受動喫煙の防止などに繋がるとしても、県たばこ対策の3本柱「卒煙」や「若年層の喫煙防止」などがあるなかで、長期的に見たときに喫煙所設置に助成をするというのは、県が目指している方向と違うと考える。

●事務局

県にこうした意見が寄せられていることに関して、基礎自治体にも同じように喫煙者、非喫煙者双方からこうした意見があり、広域的に対応できないかという意見があることも事実。

健康増進の観点から、喫煙者の健康も考える必要があると思うところ。仮に県が喫煙所の設置を検討することとした場合、主導的な役割を健康増進法所管課が担うのはどうなのかと考え、本日検討会でご意見をいただきたい。

●片野田委員

総論としては、田野委員の発言と同じで、健康増進の所管課として、たばこ製品を使っている人には、卒煙を促すというのが大原則。そのサポートをするというのが健康増進法所管課の大きな方針で、そこが揺れ動いてしまうと、存在意義にかかわってくるので、曲げるべきではない。ただし、県全体としては、例えば公園に閉鎖型の喫煙所を設置するとかそういう方向性はあると思う。最近、コンテナ型の喫煙所とか撤去しやすいものもあるので、そのあたりを施設の管理部門とうまく調整して、健康増進法所管課としてのアイデンティティを守れるように進めていけるとよい。

●座長

県条例の執行という点と、健康増進という観点と必ずしも重なり合うわけではない。県条例にせよ、健康増進法にせよ、吸う人の問題ではなく、吸う人の影響を受ける人の保護という形での法規制だ。それに対して、がん疾病対策課の所管事務は、吸う人も含めて健康をどうやって確保するか。ここで捻じれが起きているというか、カバーする範囲が違うが、国の議論においても軽視されている。

先鞭をつけた千代田区にせよ、最近話題になった大阪市にせよ、路上喫煙の規制をしている所管課は、環境保全、ごみ対策の課が担当していて、健康の課で担当しているわけではない。その辺の違いもあるが、ち密な議論がたばこの問題になるとすっ飛んでしまうと感じている。

とにかく、喫煙所を健康増進法所管課の事務として推進していくことは、無理筋だろう。ただ、県財政に多額の地方たばこ税が入っている観点からすると、それを使って何らかの対策を講じていかないと、現実には多くの人間がたばこを吸っている中で納得を得ていくのは難しいのかなという感じもする次第。

●柳瀬委員

今のお話はそういうことなのかと理解したが、しからば、喫煙所が必要なのか必要ないのかという議論が置いて行かれてしまっている。その認識をお伺いしたい。また、そちらの課でこれを所管すべきかどうか疑問があるということは、それは違うのではないかという気持ちが強いと思う。もし喫煙所を設けるべきであるという意見があって、それは健康増進法所管課としてはやるべきじゃないということであれば、どこがやるべきだと考えているか、その意見をお持ちなのか。

●事務局

健康増進法所管課としては法で規定されている部分には規制が入るが、それ以外については基本的に自由。その規制外の部分に関して、どのような形で喫煙所を設ける、設けないというのは状況に応じて判断されるべきもの。したがって、私どもが喫煙場所を設ける必要の有無を判断するのは難しい。

喫煙所を設置する場合の所管部局は、行政目的からどこが望ましいのかという判断になる。少なくとも健康増進法所管課が音頭を取って行うのは困難と考える。仮に公園に設置する場合、公園を所管する部署が現状の課題を踏まえた中で設置するということに関しては、異議を唱えるものではない。

●柳瀬委員

つまり、行政は、施設なり場所なりの行政目的に照らし合わせてしかるべき部署が対応すべきと理解してよいか。

●事務局

県としてはそのように対応すべきと考えている。

●柳瀬委員

自分も同じ考えだ。そのように進められた方がよい。

●座長

要するに、たばこを吸う人に対する行政サービスとして、喫煙所を設置するという政策があり、それがいいのか、なしかという話になる。

先日、プライベートで大阪市を歩き回った。大阪市全域が路上喫煙禁止になったが、まったくその条例の効果が見受けられない。全部だめといいながら、吸う場所を用意していない。大阪市は、何百箇所用意しましたと言っているが、半分程はパチンコ屋の喫煙所を、指定喫煙所の相乗りの形で整備したということになっている。パチンコ屋が閉店すると、そのエリアの喫煙所はなくなってしまう。繁華街の路上は、たばこの吸い殻だらけ。やはり、全域禁煙という無理なことをやりながら対処策を考えていないという大阪市行政の大失敗だろうと個人的には感じている。

この議題については、健康増進法所管課としては対応するのは無理。悪しき縦割り行政にならないように、県各部局で協調しながらやっていただく。

② 技術アドバイザー制度の廃止について

ア 事務局から、資料により説明

イ 質疑応答

●座長

過去の実態として、ほとんど利用されていない技術アドバイザー派遣ということなので、無くなっても格別新たな支障が生ずるわけではないということなので、県の報告を了とするということによいか。

よろしいですね。ありがとうございました。

5 その他

- ・次回の条例改正への検討スケジュールを確認した。
- ・喫煙目的施設として営業する飲食店への指導状況を確認した。